

日本型直接支払制度

- 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）は、平成27年度以降、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施。
- 農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等農業の構造改革を後押し。

多面的機能支払交付金

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援。
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

交付単価例：3,000円/10a（都府県・田）

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援。

交付単価例（共同活動）：2,400円/10a（都府県・田）



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

H26年度の取組

- 制度創設年度である平成26年度は、従来の農地・水保全管理支払の約1.3倍（約50万haの増）に当たる、約200万haの農用地に取組が拡大。

	全国
農地維持支払取組面積	196万ha
農振農用地に対するカバー率	46%
H25年度からの増加面積（伸び率）	49万ha (133%)

（参考）平成25年度の実施状況

	全国
取組面積	147万ha
農振農用地に対するカバー率	35%

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の条件不利地域の傾斜地等と平地との生産コスト差に係る支援。 主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



機械の共同化



地場農産物の直売

H26年度の取組

- 平成26年度は、第3期対策の最終年度であること等から、平成25年度と同程度（約69万ha）の実施状況。（平成27年度から第4期対策が開始）

協定数	28,078
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	83.8万ha

（参考）平成22年度～25年度の実施状況

	H22	H23	H24	H25
協定数	26,937	27,570	27,849	28,001
交付面積 ① （交付面積率 ①/②）	66.2万ha (82.8%)	67.8万ha (81.9%)	68.2万ha (82.1%)	68.7万ha (82.0%)
対象農用地面積 ②	80.0万ha	82.7万ha	83.1万ha	83.8万ha

環境保全型農業直接支払交付金

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストに係る支援。

交付単価例（緑肥の作付け）：8,000円/10a
（堆肥の施用）：4,400円/10a



堆肥の施用



冬期湛水管理

H26年度の取組

- 平成26年度は、平成25年度の約1.1倍に当たる、約58千haに取組が拡大。

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	58千ha	12千ha	12千ha	13千ha	20千ha
H25年度からの伸び率	113%	100%	119%	100%	130%

（参考）平成25年度の実施状況

	全国	緑肥の作付け	堆肥の施用	有機農業	地域特認取組
取組面積	51千ha	12千ha	10千ha	13千ha	16千ha

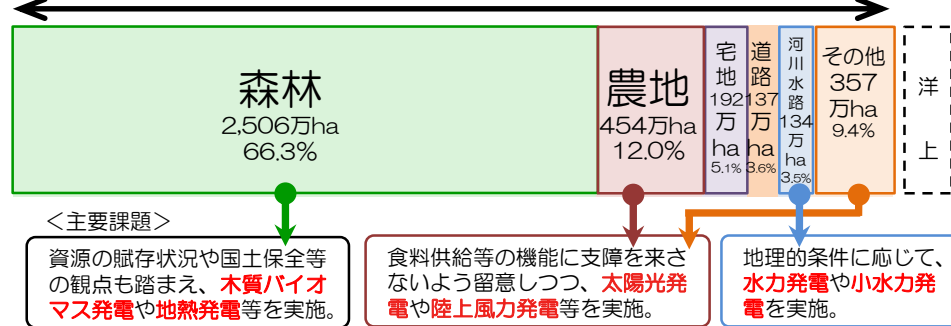
農村における再生可能エネルギーの生産・利用を通じた地域への利益還元

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャル。平成24年7月に開始された固定価格買取制度により、再生可能エネルギー発電の事業採算性が向上。農山漁村において新たな所得機会の可能性。
- 農山漁村再生可能エネルギー法の積極的な活用等を通じ、農業者など地域主体の再生可能エネルギーの生産・利用を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

■農山漁村における再生可能エネルギー資源の賦存

○国土構成

日本の国土：3,780万ha



(資料) 国土交通省「平成26年度土地に関する動向」

○農山漁村における再エネ発電のポテンシャル

◆太陽光発電

- 再生利用困難な荒廃農地の面積：**12.5万ha**
仮に単純に全てに太陽光発電設備を整備した場合

- 年間発電量：**854億kWh**

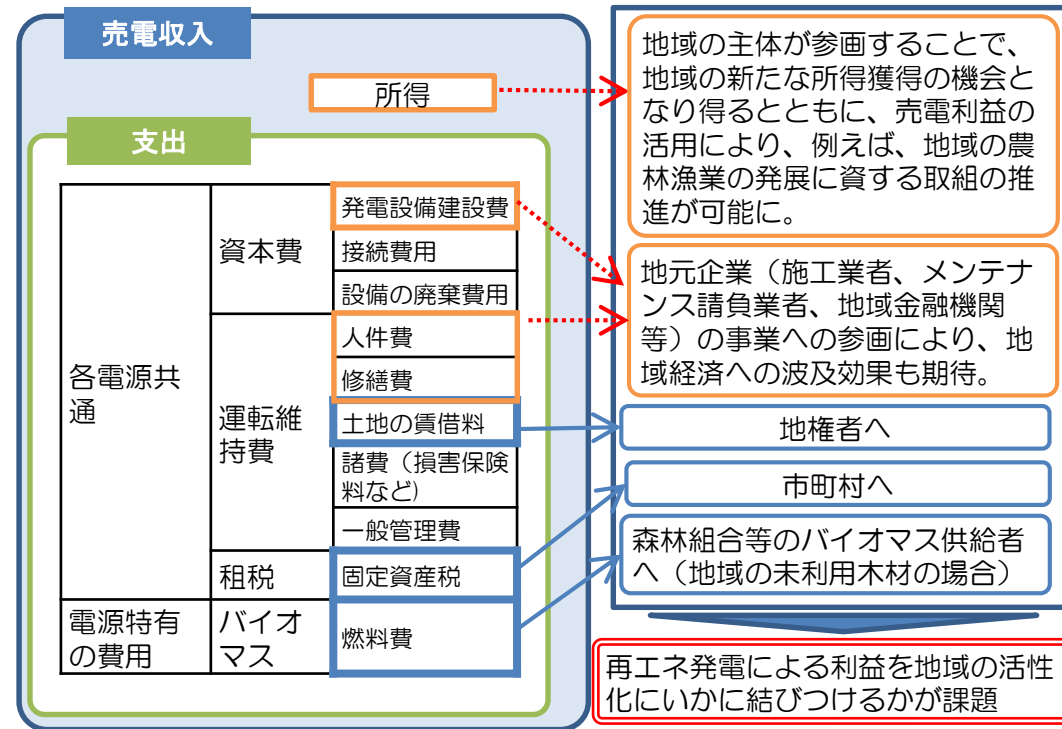
◆農業用水利施設による小水力

- 年間発電量：**8.9億kWh**
(未開発の包蔵水力エネルギー及び開発済みの中小水力発電量から試算)

◆木質バイオマス発電

- 未利用間伐材等の年間発生量：**2,000万m³**
仮に全て木質バイオマス発電に活用した場合
- 年間発電量：**70億kWh**

■再生可能エネルギーによる利益の地域への還元



※支出は代表的なものを例示

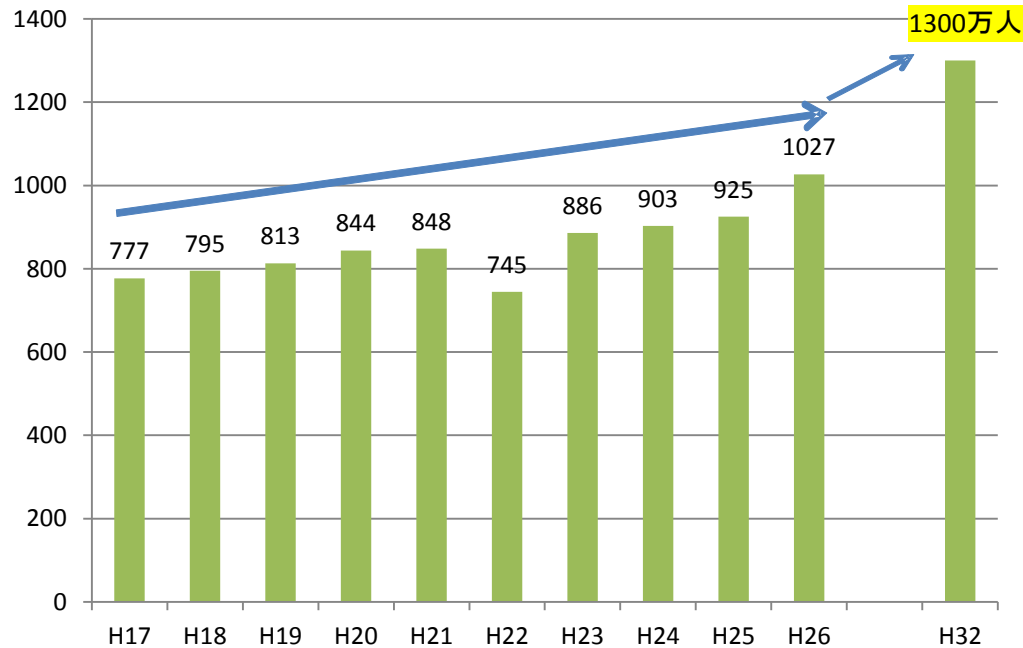
平成26年5月に施行した農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、地域が主体となって協議会を設立し、農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再エネの導入を促進（同法に基づく市町村の基本計画作成済が7、作成中が9、検討中が27の状況(27年6月末)

※ どの程度の再生可能エネルギー発電が導入されるかは、それぞれの地域の資源の賦存状況を踏まえた発電事業者の判断等によるものであり、上記全てが再生可能エネルギー発電に活用されるわけではない。

都市農村交流や農村への移住・定住等の促進

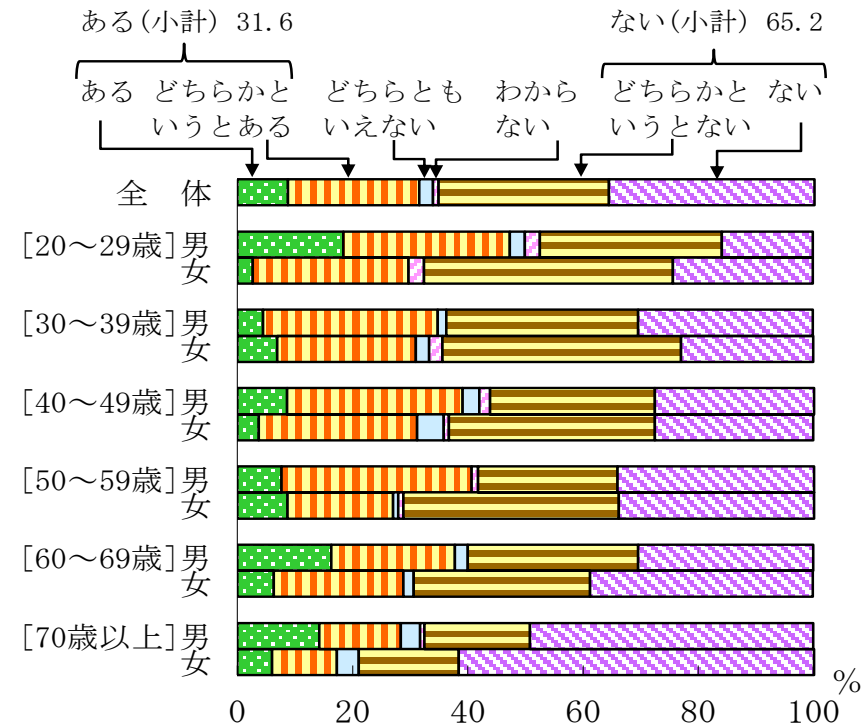
- グリーン・ツーリズムと広域観光周遊ルート等を組み合わせることで、新たな観光需要を開拓。外国人旅行者の受入体制の構築や、子供の農村での宿泊による農業体験の促進に向けて宿泊・体験施設の整備や受入体制づくり、体験活動を支援する人材の育成等を推進。
また、高齢者の健康や生きがいの向上、障害者等の自立支援のための福祉農園の拡大、定着等に向けた取組を推進。
- 農村等への移住・定住に必要となる情報提供や相談支援の充実に向けた取組を推進。「お試し」的に居住できる仕組みづくり、二地域居住の促進、移住前後のきめ細やかな相談体制の整備を図るとともに、空き家、廃校等を活用した就農研修施設等の整備や就農と居住をパッケージ化した総合的支援プランの策定等の取組を推進。

■ 交流人口（グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数）



資料：農林水産省農村振興局調べ
注：平成22年度の実績は被災3県を除いた数値

■ 都市住民の農山漁村地域への定住願望の有無



資料：内閣府「農山漁村に関する世論調査」（平成26年8月）

魅力ある農山漁村づくりに向けて ～ 都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現 ～

集落間の結び付きを強める

【拠点への機能集約とネットワーク化の強化】

診療所、福祉施設等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に集約し、周辺地域とネットワークでつないだ「拠点＋ネットワーク」を形成



京都市南丹市美山町平屋地区 拠点＋ネットワーク

【地域の暮らしを支える取組】

民間団体等が高齢化した農家のサポートや集落が担ってきたコミュニティ機能を補完



新潟県上越市柳池地区 庭先集出荷

都市

役所所在地

田園回帰

基幹集落

小学校

道の駅・商店

役場支所・診療所

拠点を中心とした人、モノ、サービスの流れ

地域ぐるみでの鳥獣害対策

域内循環

周辺集落

集落間連携による多面的機能の維持・発揮

都市住民とのつながりを強める

【都市と農山漁村の結び付き】

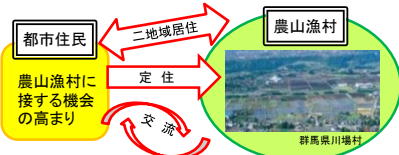
一過性のブームに終わらない積極的な都市と農山漁村の交流



群馬県川場村 世田谷区との交流を促進

【多様なライフスタイルの選択肢の拡大】

地域の仕事や暮らしに関する情報を豊富に提供し、農山漁村への移住・定住や二地域居住、Uターンを促進



移住・定住等の促進イメージ

農山漁村にしごとをつくる

【「地域内経済循環」のネットワーク構築】

地域に埋もれた未利用資源を発掘し、域外に流出していた価値を域内に再投資



岡山県真庭市 真庭バイオマス産業都市のイメージ

【社会的企業(ソーシャル・ビジネス)の活躍】

地域資源の活用等により小さなビジネスを営みつつ、民間主体で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティを活性化



島根県雲南市 地元の農産物を加工

【女性の担い手・社会経験を積んだ者の活躍】

マーケティング・経理事務など農山漁村に不足する能力を補強し、地域経済の発展に寄与

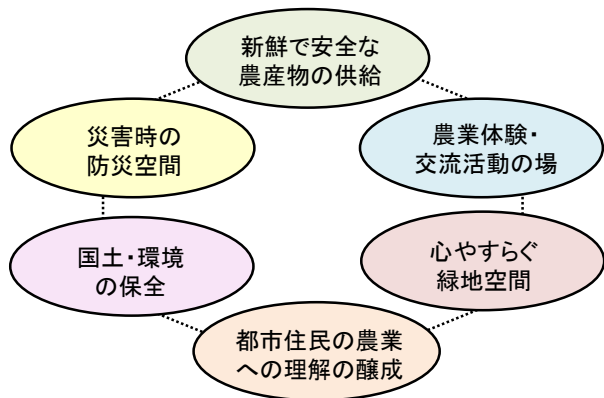


京都府京丹後市 チャレンジつねよし百貨店

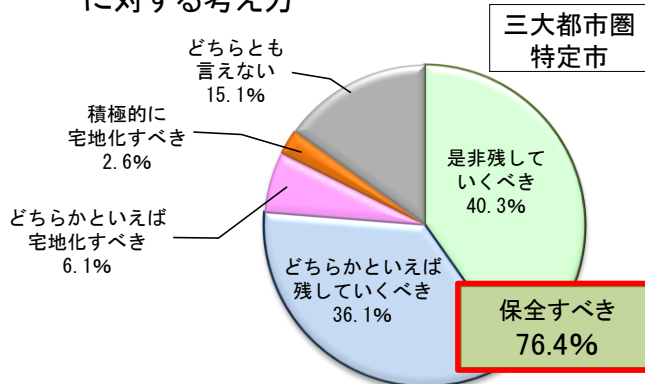
都市農業振興基本法に基づく都市農業振興対策の構築

- 都市農業は、新鮮な食料の供給、緑や農業体験の場の提供、防災空間の確保等の多様な機能を発揮。
- 都市住民を対象とした各種のアンケートにおいては、都市農業・都市農地の保全を望む回答が多数。人口減少等が進む中で、まちづくりの観点からも、都市農地の有効活用や適正な保全が課題。
- このような状況を背景として、本年4月、都市農業振興基本法が制定。同法に基づき、国土交通省等と連携し、法制上、財政上、税制上等の措置を総合的に検討。

○ 都市農業の多様な役割



○ 住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」
三大都市圏特定市の都市住民2,000人を対象に平成27年3月に実施したWEBアンケート

都市農業振興基本法の概要

目的

基本理念等を定めることにより、都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 都市農業の安定的な継続
- 都市農業の有する機能の適切・十分な発揮→良好な都市環境の形成

基本的施策

- | | | |
|------------------|-------------------|---------------------|
| ①農産物供給機能の向上等 | ⑤農産物の地元での消費促進 | ⑨都市住民による農業知識等の習得の促進 |
| ②防災、景観形成、国土・環境保全 | ⑥農作業体験の環境整備 | ⑩調査研究の推進 |
| ③的確な土地利用計画の策定 | ⑦学校教育における農作業体験の充実 | ⑪連携協力による施策の推進 |
| ④税制上の措置 | ⑧国民の理解と関心の増進 | |

都市農業に関する現行の措置

法制上の措置

都市計画制度

昭和43年制定の都市計画法により、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域が設定

生産緑地制度

市街化区域内にあって、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設用地等の敷地に適している農地等を、生産緑地地区として指定し、保全



税制上の措置

固定資産税

生産緑地は、一般の農地と同様、農地評価・農地課税

相続税納税猶予制度

三大都市圏特定市では、生産緑地において相続人が営農を継続する場合、相続税の納税猶予の適用が可能

小規模宅地特例(相続税)

自宅と農機具置き場等の敷地について、最大730㎡まで相続税の課税評価額を減額

財政上の措置

都市農業機能発揮対策事業

(平成28年度予算概算要求額2.5億円)

- ・都市農業についての制度検討
- ・都市農業の意義の周知
- ・福祉農園の開設を推進



④ 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策
